



決済法制と 資金決済法の概要

坂 勇一郎 Saka Yuichiro 弁護士

日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員。国民生活センター紛争解決委員会特別委員。金融審議会専門委員

2020年通常国会で、決済法制に関し、資金決済法と割賦販売法が改正されました。資金決済法改正は、金融庁金融審議会の2019年12月のワーキング・グループ報告^{*1}、割賦販売法改正は、経済産業省の割賦販売小委員会の2019年12月の報告書^{*2}に基づくものです。

本連載では、資金決済法と今回の改正(以下、改正法)について述べますが、制度の具体的内容に先立って、今回は、「決済法制の概要」と、「資金決済法の概要」について述べます。

決済法制の概要

(1) 「決済」と決済法制

「決済」とは、

- ・決済サービス提供者を介して、直接現金を輸送せずに、意図する額の資金を意図する先に移動すること^{および/または}

- ・決済サービス提供者を介して、債権債務関係を解消すること^{*3}

です。要するに、「送金」と「支払い」です。決済サービスは、大別すると「前払い」型、「即時払い」型、「後払い」型に分かれます(表1)。

決済業者にあらかじめお金を払っておく前払いは、「前払式支払手段」として資金決済法で規制されます。送金や支払いの際に決済業者にお金を払う即時払いは、銀行法による銀行振込み等のほか、資金移動として資金決済法で規制されます。後払いのサービスは、「信用購入あっせん」等として割賦販売法により規制されます。規制法との関係では、3点留意が必要です。

第一は、規制の対象となっていない決済サービスがあることです。「収納代行」「立替払い型後払い決済」(2月を超えないID・カード等を発行しない後払いサービス)^{*4}は、資金決済法・割賦販売法^{*5}の規制対象になっていません。

第二は、複数の決済サービスを組み合わせたサービス提供が行われていることです。例えば、クレジットカード払いで電子マネーにチャージするような場

表1 決済サービスと法制度の枠組み

	支払手段	法律	例	監督官庁
前払い	前払式支払手段	資金決済法	電子マネー(プリペイド式)	金融庁
即時払い	銀行振込み等	銀行法	デビットカード	
	資金移動	資金決済法		
後払い	収納代行	—	コンビニ収納代行・代引き	—
	信用購入あっせん等	割賦販売法	クレジットカード	経済産業省
	立替払い型後払い決済	—	コンビニ後払い	—

*1 金融審議会「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」報告。本連載では「WG報告」という

*2 産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会最終報告書「当面の制度化に向けた整理と今後の課題～テクノロジー社会における割賦販売法制のあり方～」

*3 金融審議会 金融制度スタディ・グループ「『決済』法制及び金融サービス仲介法制に係る制度整備についての報告「基本的な考え方」」(2019年7月)6ページ。本連載では「SG報告」という

*4 立替払い型の後払い決済サービスについて、国民生活センターは「(特別調査)消費者トラブルからみる立替払い型の後払い決済サービスをめぐる課題」(2020年1月23日)を公表している

*5 2月を超えないID・カード等による後払いサービスは「二月払購入あっせん」として、2016年の割賦販売法改正により、クレジットカード番号等の適切な管理義務や、アクワイアラー等の登録義務による加盟店調査義務などの規制対象となった

合、クレジット部分は割賦販売法、電子マネー部分は資金決済法が適用されます。

第三は、ID・カード等の発行業者や加盟店管理業務を行う業者と加盟店との間に決済代行業者が介在するようになってきたことです。決済代行業者は、①登録業者として直接規制される者 ②登録業者からの指導・監督を通じて間接的に規制される者^{*6} ③間接的な規制も及ばない者がいます。

(2) 「キャッシュレス決済」「コード決済」

「キャッシュレス決済」は、現金を用いない決済を総称します。提供されるサービスの内容により、前払式支払手段、資金移動、包括信用購入あっせん等として資金決済法または割賦販売法の規制対象となりますが、収納代行や、立替払い型後払い決済に当たるものは規制対象ではありません。

「コード決済」は、QRコードやバーコードを用いたキャッシュレス決済です。コード決済事業者のサービスは、決済に関する情報の伝達と

整理され、資金決済法や割賦販売法の規制の枠組みの中で位置づけられます(決済手段が規制対象の場合)。また、(一社)キャッシュレス推進協議会がガイドライン等を公表しています。

(3) 決済法制の課題と概要

送金や支払いサービスが適切に機能するためには、制度的なバックアップが必要です。決済法制の主な課題としては、①確実な決済 ②前払い、即時払いサービスにおける利用者資金の確保 ③後払いサービスにおける過剰与信の防止 ④第三者による不正利用の防止・救済 ⑤悪質加盟店等による被害の防止・救済 ⑥個人情報保護 ⑦マネー・ロンダリングの防止 が挙げられます。

こうした課題に対応するため、前払い、即時払い、後払い、それぞれの決済サービスの特性に応じて、資金決済法および割賦販売法により制度が整備されています(表2)。

制度整備の中長期的な方向性としては、「決済法制の横断化」という目標が示されています。

規制の回避を防止すること、利用者保護や公正な競争条件を確保すること等の観点から、「金融規制体系をより機能別・横断的なものとし、同一の機能・同一のリスクには同一のルールを適用することをめざすこと」が必要^{*9}です。

表2 決済サービス別の法制度

	前払式支払手段	資金移動	信用購入あっせん等	収納代行
参入規制・監督	○ 自家型：届出制 第三者型：登録制	○登録制	○登録制	×
利用者資金保全(供託)	○ 未使用残高の半額	○ 要履行保証額全額	—	×
過剰与信防止	—	—	○	—
情報管理	○	○	○	×
加盟店管理	○	×	○	×
抗弁対抗	×	×	○	×
無権限取引	×	×	×	×
	各事業者の 利用規約による	各事業者の 利用規約による	各事業者の 利用規約による	各事業者の 利用規約による
取引時確認	×	○犯収法 ^{*7} による	○犯収法による	×
その他	払戻し禁止	送金上限は100万円 ^{*8}		代理受領

*6 資金決済法21条の2(改正法)・50条、割賦販売法30条の5の2・35条の16第3項

*7 犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯罪収益移転防止法)。本連載では犯収法とする

*8 改正法では100万円超の送金も可能

*9 SG報告8ページ

資金決済法の概要

(1) 資金決済法の制定・改正経緯

資金決済法は、2009年6月に公布され、2010年4月に施行されました*10。その後、2016年改正で前払式支払手段の苦情処理体制の整備や仮想通貨(暗号資産)の規制等、2019年改正で暗号資産の規制強化等、今回の改正(2020年6月公布、施行日未定)で資金移動業に第一種および第三種の資金移動業の創設等が行われています。

現行の資金決済法は、「前払式支払手段」「資金移動」「暗号資産」等について規制しています。

(2) 前払式支払手段

ア 規制対象

前払式支払手段は、①対価を得て発行される証券等・番号・記号・符号等で、②財産的価値が記載・記録され、③支払い等に用いられるものです(法3条1項)。

イ 参入規制

前払式支払手段に関するサービス提供は、そのあり方により、届出制や登録制の対象となります(表3)。

ウ 規制の概要

資金決済法は、届出業者および登録業者が規制対象です。今回の改正では、利用者の保護等に関する措置、委託先に対する指導等の整備等が行われています。

エ 他の法令との関係

前払式支払手段は払戻しが原則として禁止されているがゆえに、犯収法上の本人確認等の義務が課されていません。本人確認等の手続きは

必要ないが、払戻しはできない点が、前払式支払手段の大きな特徴です。

(3) 資金移動

ア 規制対象

資金移動は、「為替取引」が規制対象とされず(法2条2項)。

為替取引の定義は、法律では定められておらず、その概念は、最高裁の判示(最判平成13年3月12日)が参照されます。すなわち、為替取引とは「顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せず資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、またはこれを引き受けて遂行すること」です。要するに、現金輸送によらない送金を引き受けること、または引き受けて遂行することです。これには、送る側からの依頼による場合(順為替)と、受け取る側からの依頼による場合(逆為替)が含まれます。

為替取引規制について、長く議論があるのが「収納代行」の扱いです。収納代行とは、「①金銭債権を有する債権者から委託又は債権譲渡を受けて債務者から資金を収受し、②当該資金を直接輸送することなく債権者に移転させる行為」です*11。現行法上では規制対象外として扱われています。

もっとも、収納代行と称して為替取引に該当する取引が行われる例がみられることから、今回の改正で、「割り勘アプリ型」のサービス等が規制対象となることが明確化されます(改正法2条の2)。

イ 参入規制

資金決済法施行前は、銀行のみが為替取引に

表3 前払式支払手段の分類

前払式支払手段		規制	
自家型	発行者の店舗でのみ使用可	3月末および9月末の未使用残高が1000万円まで	なし
		3月末および9月末の未使用残高が1000万円超	届出制
第三者型	発行者以外の店舗でも使用可	(金額にかかわらず)	登録制

*10 これに伴い、紙型・IC型の前払式証券を規制していた前払式証券規制法が廃止された

*11 WG報告16ページ注30

表4 為替取引に関する法制度

送金額	銀行法	資金決済法	
		現行法	改正法
100万円超	○ 銀行業務	×	○ 第一種 資金移動業
100万円以下		○ 資金移動業	○ 第二種 資金移動業
「特に少額」 以下 (政令で定める)			○ 第三種 資金移動業

関するサービスを行うことができました。同法の施行以降は、資金移動業者(登録制)に、100万円以下の送金業務が認められました。

改正法では、100万円を超える送金を行う資金移動業と、「特に少額」として政令で定める額(数万円以下)の送金を行う資金移動業が創設されます(改正法36条の2)。資金移動業は、現行法の1階建てから、3階建てになります(表4)。

ウ 規制の概要

改正法では、参入規制の見直しのほか、履行保証金の供託、利用者の保護に関する措置、為替取引に関し負担する債務の制限等が整備されます。

エ 他の法令との関係

送金と関係なく資金を受け入れることは、出資法に抵触します*12。

この点に関し、資金移動において、あらかじめアカウントに金銭を受け入れることの是非が問題となりますが、送金が現在または将来の具体的な送金と結び付いている場合には、当該資金の受入れは出資法で禁止される「預り金」に該当しないというのが、これまでの確認です*13。

資金移動については、犯収法上の本人確認等の義務が課されます。

(4)暗号資産

ア 規制対象

「暗号資産」は、

- ・①不特定の者への代金支払い等に使うことができ、かつ、不特定の者と売買できる財産的価値(電子的記録)で、②電子的に移転でき、③法定通貨または法定通貨建てでないもの(1号暗号資産)
- ・①不特定の者を相手に1号暗号資産と交換できる財産的価値(電子的記録)で、②電子的に移転できるもの(2号暗号資産)

となっています(法2条5項)。

暗号資産は、当初「仮想通貨」として、決済手段として用いられることを想定して制度整備が行われましたが、その後むしろ投機の対象として用いられ、流出事件やマネー・ロンダリングに用いられる等の問題が指摘され、2019年改正法において、名称を「暗号資産」に改めるとともに規制が整備されました。

イ 参入規制

「暗号資産交換業」を営むには、「暗号資産交換業者」としての登録が必要です。

暗号資産交換業は、次の業務です(法2条7項)。

- ①暗号資産の売買または他の暗号資産との交換
- ②①の媒介・取次または代理
- ③①②に関して利用者の金銭を管理すること
- ④他人のために暗号資産を管理すること

ウ 規制の概要

暗号資産に関するサービスは、その内容により、資金決済法または金融商品取引法により規制され、資金決済法は、暗号資産の現物取引に適用されます。2019年改正法では、暗号資産交換業者への規制や流出リスクへの対応、広告・勧誘規制等が整備されました。

エ 他の法令との関係

暗号資産交換業者における暗号資産の取引には、犯収法上の本人確認等の義務が課されます。

*12 WG報告9ページ

*13 金融庁「資金決済に関する法律の施行に伴う政令案・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等の公表について」内「1. パブリックコメントの結果について」(2010年2月23日)